川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,262人」を「7,251人」に改め、同条第5号 ア中「386人」を「390人」に改め、同号イ中「7,064人」を「7, 051人」に改め、同条第8号中「1,407人」を「1,417人」に改 める。

第4条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「、大学院修学休業を している職員」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「消防吏員」の次に 「及び救急救命士の養成に係る研修中の消防吏員」を加える。

(川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部改正)

第2条 川崎市上下水道局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第13号) の一部を次のように改正する。

第2条中「1,066人」を「1,051人」に改める。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第3条 川崎市交通局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「557人」を「526人」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うこと等のため、この条例を 制定するものである。